諮問庁:国税庁長官

諮問日:令和5年11月28日(令和5年(行情)諮問第1072号)

答申日:令和6年2月5日(令和5年度(行情)答申第665号)

事件名:特定税務署の特定チラシに係る決裁文書の不開示決定(不存在)に関

する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)につき,これを保 有していないとして不開示とした決定は,妥当である。

# 第2 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年7月6日付け特定記号第54 7号により特定税務署長(以下「処分庁」という。)が行った不開示決定 (以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は,審査請求書及び意見書の記載によると,おおむね以下のとおりである(なお,資料の内容は省略する。)。

## (1)審査請求書

別添資料のとおり、令和5年4月21日現在のインボイス制度説明会等のご案内(両面印刷)が存在しているにもかかわらず、令和5年7月6日付け特定記号第546号による行政文書開示決定通知書で開示された当該ご案内のチラシは、表面のみの決裁文書となっています。

しかし、チラシの作成については、従来から両面印刷を行っており、 かつ、別添資料のとおり、当該両面印刷されたチラシが実在しているこ とから、開示請求の対象とした決裁文書を的確に特定するよう求めます。

#### (2) 意見書

審査請求人が、開示請求書並びに補正後の請求文書に記載した「特定 税務署のチラシ(表題『国税庁ホームページ動画チャンネルのご案内』 で項目に『フワちゃんと学ぼう!インボイス制度』があるもの)に係る 決裁文書」について、処分庁の令和5年1月26日付の決裁文書におい ては、次号以降のチラシ裏面に係る決裁を省略する旨の記載は一言も無 く、当該次号に当たる令和5年4月5日付の決裁文書では当然にチラシ 裏面の決裁があると思料されることから、通常であれば作成されている 開示請求の対象文書を的確に特定した上で、適正に開示するよう求めています。

さらに、「国税庁ホームページ動画チャンネルのご案内を含む内容とすることで決裁を受けていた。」との理由による不開示決定は、令和5年1月26日付の決裁文書より以前の令和3年12月23日付の決裁文書から継続して、その都度、チラシ裏面(「インボイス制度」国税庁ホームページ動画チャンネルのご案内)の決裁を受けていると思料される点と矛盾しており、諮問庁が、処分庁である特定税務署長の弁明内容をそのまま理由説明書に記載しただけの根拠のない主張は、不合理なものである。

また、処分庁が、令和5年4月5日付の決裁文書において「国税庁ホームページ動画チャンネルのご案内を含む内容とすることで決裁を受けていた。」との理由を根拠にしたことは、まるで「関係民間団体と口頭でやり取りをして開催を決定したので開示決定した文書以外には存在しないとされた処分」と同様に、当該起案文書には記載していないが、口頭で「次回以降のチラシ裏面に係る決裁を省略する旨を了していた」との主張であり、処分庁(特定国税局を含む。)が、共同主催の事実について、真に主催の実体が存在するかのごとく虚偽の説明並びに広報を繰り返している点と併せて特定国税局管内の税務署の中で特筆すべき処分庁(特定税務署長)の「口頭」による独断的な定義及び税務行政は著しく不当である。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は,法3条の規定に基づく開示請求に対し,原処分について,処分の取消しを求めるものである。

2 本件対象文書について

本件の対象文書は、「特定税務署のチラシ(表題「国税庁ホームページ 動画チャンネルのご案内」で項目に「フワちゃんと学ぼう!インボイス制 度」があるもの)に係る決裁文書」(以下「本件対象文書」という。)で あるところ、処分庁は、本件対象文書は作成しておらず、保有していない として原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

- 3 原処分の妥当性について
- (1)本件対象文書は、処分庁が作成した「インボイス制度説明会等のご案内」チラシ(以下「案内チラシ」という。)の作成に係る決裁文書のうち、当該チラシの裏面に記載された「フワちゃんと学ぼう!インボイス制度」についての情報(以下「特定情報」という。)の掲載に係る決裁

文書である。

本件対象文書の特定の経緯について処分庁に確認したところ、以下のとおりであった。

- ア 特定税務署及び文書管理システム内の探索を行ったところ,案内チラシの作成に係る決裁文書については確認できたが,当該決裁文書に は特定情報の掲載に係る記載は確認できなかった。
- イ 案内チラシの作成については、令和5年1月26日付けの決裁文書において、チラシの裏面を公表されている国税庁ホームページの内容を抜粋した「国税庁ホームページ動画チャンネルのご案内」を含む内容とすることで決裁を受けていた。令和5年4月5日付けの決裁文書では、チラシの裏面は公表されている国税庁ホームページの内容を紹介するものであり、その内容の一部のみを決裁時点の情報に更新するものであることから軽微な修正であるとして、特定情報の掲載について本決裁の内容に含めなかった。そのため、本件対象文書は、作成しておらず、保有していない。
- (2)上記(1)イの案内チラシの作成に係る決裁文書は存在するものの, 特定情報の掲載については本決裁の内容に含めなかったとする処分庁の 説明に不合理な点は認められない。また,処分庁が上記(1)アで探索 した範囲が不十分とは言えない。
- (3) したがって、処分庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。
- 4 結論

以上のことから, 処分庁において本件対象文書を保有していたとは認められず, 行政文書不存在として行った原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和5年11月28日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 令和6年1月10日 審査請求人から意見書を収受

④ 同月15日 審議

⑤ 同月29日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 これを作成しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行っ た。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無につい

て検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1)本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて説明を求めさせたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。
  - ア 本件開示請求を受け、特定税務署の事務室内、サーバー上に保存された共有フォルダ内及び文書管理システム内の探索を行ったところ、本件対象文書の保有は確認できなかった。
  - イ 審査請求人は、令和5年7月6日付け特定記号第546号で開示された同年4月5日付け決裁文書の案内チラシは表面のみであり、特定情報の掲載がある裏面がないことから、当該裏面のある案内チラシに係る決裁文書の開示を求めているところ、同決裁文書では、案内チラシの裏面は公表されている国税庁ウェブサイトの内容を紹介するにとどまるものであり、その内容の一部のみを決裁時点の情報に更新したにすぎず、軽微な修正であったことから、特定情報の掲載については決裁の内容に含めていない。そのため、本件対象文書は、作成しておらず、保有していない。
  - ウ 本件審査請求を受け、改めて特定税務署の事務室内、サーバー上に 保存された共有フォルダ内及び文書管理システム内を探索したが、本 件対象文書の保有は確認できなかった。
- (2) 当審査会において、諮問庁から提出された令和5年4月5日付けの決 裁文書及び審査請求書に添付された案内チラシを確認したところ、上記 第3の3(1) イのとおり、チラシの裏面は公表されている国税庁ウェ ブサイトの内容を紹介するものであることが認められる。

また、チラシの裏面の内容の一部のみを、決裁時点の国税庁ウェブサイトの情報に更新したにとどまるものであると認められることからすると、軽微な修正であるとして特定情報の掲載について決裁の内容に含めていないとする上記第3の3(1)イの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、上記(1)ア及びウの探索の範囲及び方法も特段不十分とはいえない。

- (3) したがって、特定税務署において、本件対象文書を保有しているとは認められない。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、特定税務署において本件対象文書を保有して いるとは認められず、妥当であると判断した。

# (第4部会)

委員 白井幸夫,委員 田村達久,委員 野田 崇

# 別紙

# 本件対象文書

表題「国税庁ホームページ動画チャンネルのご案内」:特定税務署のチラシ に係る決裁文書(項目に「フワちゃんと学ぼう!インボイス制度」があるもの, 起案決裁の回数が複数ある場合はそのすべて)